

第4回教育委員会会議録

1. 日 時 令和5年7月4日（火）
開会：午後1時25分
閉会：午後2時15分
2. 場 所 筑後市中央公民館第5講習室
3. 出席委員 教育長：中 村 英 司 委 員：齋 藤 百 合
委 員：吉 田 和 博 委 員：下 川 博 大
委 員：江 崎 正 己
4. 事 務 局
教 育 部 長：坂 本 啓 悟 教 育 総 務 課 長：山 口 秀 郎
学 校 教 育 課 長：堤 好 弘 社 会 教 育 課 長：永 松 博 幸
人 権 ・ 同 和 教 育 課 長：小 林 志 麻 教 育 総 務 課 総 務 担 当 係 長：井 手 雄 香
主 任 教 育 指 導 主 事：石 橋 功 一 指 導 主 事：福 永 美 智 也
学 校 教 育 課 学 事 担 当 係 長：山 本 啓 介
5. 書 記
教 育 総 務 課：長 野 祐 樹
6. 傍 聴 者
0人
7. 議 題
 - 1 開会のことば
 - 2 教育長あいさつ及び教育長会報告
 - 3 議事

(1) 議案第35号 筑後南コミュニティセンター条例施行規則の制定について
教育長 議案第35号 筑後南コミュニティセンター条例施行規則の制定について
ということで、ご説明をお願いいたします。社会教育課長。
社会教育課長 筑後南コミュニティセンター条例が6月議会で可決されたことを受け
まして、その条例の施行規則を今回議案として提案させていただきます。
なお、中身に関しましては、5月9日の教育委員会で条例の提案をさせてい

ただいた際に関連例規として協議事項の中で説明をさせていただいておりますので、今日は、中身はかいつまんで説明をさせていただきたいと思います。

資料2をご覧ください。

資料2の中の3ページに第2条、開館時間は午前9時から午後10時まで、休館日は月曜日、国民の祝日等の翌日、それから年末年始というふうに定めております。

4ページをご覧ください。第5条です。第5条に利用できる者として、基本的には4人以上の団体——弓道場を除きますけれども、4人以上の団体というふうに規定をしております。

次に、7ページをご覧ください。第14条です。14条で使用料の減免として3つのケース、市または市の機関が利用するとき、市内の小中学校または中学校が利用するとき、それから、教育委員会が必要と認めたときの3つのパターンを規定しております。

それから、第17条、8ページです。開館時間の変更でございます。指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて休館日を変更したり、開館時間を変更したりすることができるというふうに定めております。

それから、最後に9ページ、附則の第2項に準備行為と定めておりますが、これは前回説明をさせていただいたときから付け加えた部分であります。準備行為ということで、この規則の施行日は令和6年4月1日ですけれども、利用許可等の手続や指定管理者の指定その他の必要な準備行為は施行前においても行うことができるという第2項を新しく追加させていただいております。

概要については以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長 説明は終わりましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第35号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

(2) 議案第36号 筑後市人権教育啓発センター条例施行規則の制定について

(3) 議案第37号 筑後市社会人権・同和教育指導員の設置に関する規則の一部改正について

教育長 では、続きまして議案第36号、それから、議案第37号は関連がございますので、一括して説明をさせていただきたいと思います。

議案第36号 筑後市人権教育啓発センター条例施行規則の制定、議案第

37号 筑後市社会人権・同和教育指導員の設置に関する規則の一部改正について説明をお願いします。人権・同和教育課長。

人権・同和教育課長 議案第36号、第37号と併せて説明させていただきます。

議案第35号と同じように、5月の第2回教育委員会の協議事項として以前にご説明させていただいております。先月、6月議会定例会にて令和6年4月開設予定の筑後市人権教育啓発センター条例を可決していただきましたので、これに係る例規でございます。

まず、議案第36号、資料3をご覧ください。

1ページめくっていただいて、1ページをお願いいたします。筑後市人権教育啓発センター条例施行規則の制定についてでございます。こちらのほうでは、開館時間、休館日、職員の配置等の必要事項を定めております。

めくっていただいて、3ページをお願いいたします。第2条に開館時間等を載せております。開館時間は午前9時から午後5時まで、センターの休館日は日曜日、それと筑後南コミュニティセンター条例施行規則に規定する休館日、原則としては筑後南コミュニティセンター条例の施行規則に合わせ、それプラスの日曜日と規定しております。

あと第3条に職員といたしまして、センターに必要な職員を置き、人権・同和教育課職員をもって充てる。具体的には社会人権・同和教育指導員を考えております。

続きまして、資料4、筑後市社会人権・同和教育指導員の設置に関する規則の一部改正についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

1ページ中段のところに書いておりますけれども、社会人権・同和教育指導員の所掌事務に「人権教育啓発センターで行われる教育啓発活動に関すること」、これを追記したいと思っております。

ページをめくっていただきまして、4ページ、新旧対照表をご覧ください。

第2条、現行第5号を1号繰り下げ、第6号とし、第5号に「人権教育啓発センターで行われる教育啓発活動に関すること」、これを加えております。

それともう一つ、第2条の1行目、こちらのほうは実態に合わせまして、文言の整理を併せて行うものでございます。

説明は以上です。

教育長 2つとも同時に変更ですが、何かご質問はございませんでしょうか。

ちなみに人権教育啓発センターの設置に関しましては、全会一致で賛成して可決をさせていただいたところですので。ご質問はございませんか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。それぞれさせていただきます。

議案第36号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

続いて、議案第37号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 ありがとうございます。全員賛成で可決いたしました。

(4) 議案第38号 令和5年度全国学力・学習状況調査の市町村別結果の公表に対する同意について

教育長 それでは、議案第38号 令和5年度全国学力・学習状況調査の市町村別結果の公表に対する同意について説明をお願いします。主任教育指導主事。

主任教育指導主事 議案第38号について提案させていただきます。

資料5をご覧ください。1枚めくっていただいて、1ページをお開きください。

令和5年度全国学力・学習状況調査の市町村別結果の公表に対する同意について、福岡県教育委員会教育長から照会がっております。

2ページをお開きください。別紙1です。

本案件は、福岡県の学力向上施策について県民の理解と協力を得るため、市町村名を明らかにした調査結果を公表するものです。

公表内容は3点です。1つは、市町村ごとに小・中学校それぞれの標準化得点を棒グラフで示すもの。2つは、これまでの取組の効果が学力の状況に表れていると認められる市町村について、教科ごとの標準化得点の推移を折れ線グラフ等のデータで示すこと。3つは、様々な観点から分析した結果及び今後の取組を示すことです。

公表方法としては、福岡県教育委員会が例年作成する「全国学力・学習状況調査 調査結果報告書」に盛り込まれ、福岡県のホームページに掲載されます。

3ページ、別紙2をご覧ください。

今回、同意の可否を判断していただく対象は、図1のように市町村名を明らかにした小・中学校それぞれの標準化得点を棒グラフで示すこととなります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長 全国調査が行われた後、毎年同意を求めて県が公表する内容です。今年度についても、このようにしていいかということでの問合せが来ておりますので、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

江崎委員 よく分かりませんが、学力調査は、かなり現場に圧力がかかっているということはないでしょうか。教職員の知り合いから、言葉の端々にテストがあるから、テストがあるからという発言がありますし、近所の子どもの話でも、今週1週間はプリントをさせられたというのがあります。調査は、はっきり点

数が出るものだから、現場を何か圧迫しているというか、そこら辺はどんなですかね。

主任教育指導主事 確かに点数が出るもので、現場もそこら辺はぴりぴりしている面もあるかと思いますが、やはりテストの狙いは、このテスト結果を基に、点数で一喜一憂するのではなくて、授業改善に生かすことにあるので、そこを強調して行って、各学校で分析をしてもらって、今後の授業改善に生かしていただきたいということをお願いをしているところかなと思います。

江崎委員 自分たちの授業のやり方、学校の教育活動を評価するには必要だと思うけど、それが結局一般にも出るものだから、点数が優先し独り歩きして、校長はどうしても悪かったらやっぱり言われる。悪くて、はい、よかったねとはならないから、やっぱりプレッシャーがかかる。そこら辺はぜひ筑後市としてはそれは違うんですよと言ってもらいたい。以前は、何か自由さがあったんですよ。それが何か今はベルトコンベヤーみたいな状態ですね。職員もただその日を楽しんで乗り越えるのが精いっぱいな感じで、子どもと話す時間とか、職員と話す時間もない。大きい話になりますけど、それを気にしています。

以上です。

教育長 教育部長

教育部長 中村教育長は実は言いにくいのかなと思って私が言いますが、筑後市教育委員会が全国学力・学習状況調査の結果に関して、いわゆる全国平均をはるかに上回るような順位を目指すとか、そういうようなことを一回も言ったことはないんです。全国平均並みにはあってほしいという思いを伝えたことはもちろん何回かありますけれども、過度な競争になるようなことを望んでいるということでもありませんし、競争をあおるようなことは一回も言ったことはないということをぜひご理解いただければと思います。

江崎委員 ぜひ教育行政としてそれを前面に出して、学校を責めることじゃなくて、低ければどうしたらいいかということをサポートするとか、こんなことをしたらどうですかとか、もっとうまくいくよとかですね。

それと、教育委員会で学校訪問に行ったときに校長から真っ先に出るのは、子どもたちがどう楽しくしているとか、学校に来たくない子が減ったとか、いかに子どもらしくとかということではなくて、やっぱり学力テストは標準を超えていますということです。競争は望んでいないということを是非伝えてもらいたいと思います。

教育長 ありがとうございます。おっしゃっていただいたように、私も調査そのものをやめてもいい頃かなという思いもあります。この全国調査の価値は、今求めている学力観をみんなに実感させるというか、そのことで授業改善をしていくという、昔の知識だけの授業ではなくて、考え方、そういったことをテス

トが求めていますので、そういう力を子どもたちにつけていくという方向で全国調査が行われてきた、そのことは価値があったと思うんですけど、今言われるように一定その学力観もなじんできたというか、みんながそれをやり始めたので、何年かに1回でもいいのかなという思いは教育長たちの中でも議論が出ております。

もう一つ、今回の同意公表に関しても、江崎委員さん言われるように、公表はしなくて本来はいいですよ。もともとしないというのが前提で始まっていますので、福岡県がこういう形でやって、多分うちがしないということを出す、筑後市の欄が空白になりますので、いろんな要望というか、追加の調査が来たりすると思います。今も例えば、広川町、大木町の中学校は1校しかないので、そこの学校だけのデータになってしまうため空白です。うちは3つありますので、同意して市のデータとして出ていると。

多分うちが同意しないと筑後市の欄が空白で表示されるということになると思いますので、それはいろんな意味でまた課題があるのかなということで、よろしかったら同意して、これまでどおりやっていただきたい思います。

私がトップランナーにはならんでいいよとは言いながらも、多分、校長先生方はやっぱり一生懸命やって、学力ということを念頭に置いてやっていただいているのは私も感じておりますが、それで責めようとかという思いは全くありません。ただ、やっぱり子どもの実態が学校学校で違いますし、年度年度で違いますので、そのことも踏まえて学校にも指導というか、支援はしていきたいなと思っていますところです。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

(な し)

教育長 採決に入らせていただきます。

議案第38号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 ありがとうございます。全員賛成で可決いたしました。

4 報告事項

(1) 筑後市教育長に対する事務委任規則第3条第2項に基づく報告

①筑後市教育委員会事務局職員の分限(休職)について

②非常勤職員の任用について

(2) 筑後南コミュニティセンター条例の制定について

(3) 【地域とともにある学校づくり】の推進に向けて

～令和3年度コミュニティ・スクールの実態と

学校の意識に関する調査結果～

5 その他

(1) 今後の教育委員会日程について

6 閉会のことば